

鳥取県告示第 157 号

平成 19 年鳥取県告示第 1063 号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示したユニサン後藤駅前店に係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく新設の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見を提出した市町村

米子市

2 意見の概要

- (1) 荷さばき施設の周辺に住宅があるため、早朝や夜間の荷さばき作業による騒音の発生に注意すること。
- (2) 閉店後の駐車場内における暴走行為等による騒音発生に注意すること。
- (3) キュービクル、空調室外機等からの騒音や低周波等に注意すること。

3 縦覧に供する期間

平成 20 年 3 月 14 日から 1 月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課